

第 3 9 6 回 常任会議員会 議事録

1. 日時

平成 2 5 年 8 月 2 8 日 1 3 時 3 0 分

2. 場所

佐賀市「グランデはがくれ」

3. 議案

- (1) 農地法第 4 条の規定による諮問について
- (2) 農地法第 5 条の規定による諮問について

4. 出席者

○ 常任会議員

坂井 邦夫	田中 久男	貝原 敏正	中川 恵次	古館 義純
山口 友三郎	佐佐木幸夫	江頭 義太	谷口 司郎	野口 好啓
古川 繁樹	今泉 博	船津 和正		(計 1 3 人)

○ 県農山漁村課

高島 係長	坂口 主査	山口 副主査	吉牟田 主事
-------	-------	--------	--------

○ 佐賀市農業委員会

古賀 係長	鶴 主事
-------	------

○ 事務局

實松 局長	徳永 主査	椀島 主事
-------	-------	-------

5. 議長

船津 和正

6. 議事録署名者

貝原 敏正	中川 恵次
-------	-------

議 事 内 容

事 務 局 長

時間になりましたので、第396回常任議員会議を開会いたします。

開会に当たりまして、船津会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長

第396回常任議員会議の開催に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。

会議員の皆様には、ご多忙の中、ご出席いただきまして、有り難うございます。

今年は最高気温が35度を超える猛暑日が続き、熱中症で体調を崩される方が例年に比べて多いようです。また、先日、久々に強い雨が降りましたが、農作物に大きな影響はなく、水不足にならず、安心したところですが、しかし、今度は台風15号が発生しており、つぎはその心配をしなければならず、今まで農作業でかいた汗が報われるよう、問題が起きないことを願うばかりです。

さて、今月21日、自民党内において、平成26年度農林関係予算の概算要求や農地中間管理機構、TPPについて話し合われました。その中で、今まで実施されていた戸別所得補償制度は「経営所得安定対策」と名を変え、継続される予定です。また、農地中間管理機構については、10月の臨時国会で法案が提出される見込みです。なお、農地台帳については、法律に位置付ける方向で検討されています。このことについては、会議後に事務局から報告します。

いずれにしましても、農業施策・情勢が大きく変化していくことから、地域農業の安定・発展をサポートする農業委員会系統組織として、今後の動向を注視していく必要があります。

ところで、本日の常任議員会議では、農地転用の諮問案件については農地法第4条32件、第5条64件。うち2,000㎡以上が17件となっております。

どうか、慎重にご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

事 務 局 長

ありがとうございました。

それでは、常任議員会議に入りたいと思います。

本日の「第396回常任議員会議」につきましては、常任議員の総数18名に対し13名の出席をいただいておりますので、本会議は成立していることを報告いたします。

また、農業会議会則第41条の2の第3項の規程に基づき、議長を船津会長にお願いします

議長

それでは、只今から議事に入ります。
本日の議事録署名者として、〇〇の〇〇会議員さんと〇〇の〇〇会議員さんをお願いいたします。

続きまして、農地法の規定による諮問に入ります。

農地法第4条の規定による諮問及び第5条の規定による諮問について、一括上程します。

諮問の内容について、県農山漁村課農地調整担当及び佐賀市農業委員会から、説明をお願いします。

県農山漁村課

(8月分の農地法諮問調書集計表により、転用用途別件数面積及び転用田畑別面積について内容説明。)

佐賀県の諮問調書の説明に移ります。農地法第4条関係は29件のうち、2,000㎡以上は10件。第5条関係は53件のうち、2,000㎡以上は6件。合計で82件の諮問をお願いしています。

2,000㎡以上の案件を説明します。

農地法第4条関係の〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請・〇〇〇〇申請・〇〇〇〇申請・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請の〇〇への転用において、申請地は全て中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は特定土地改良事業の施工に係る農地であり、第1種農地と判断されますが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として雇用される予定の者に占める農業従事者の割合を3割以上にする場合は許可し得、今回、地域と事業者の間で平成25年5月に雇用協定が締結されていることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への一時転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であることから農用地区域内農地と、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産

性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、一時的な利用に供するために行うものであり、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は鉄道の駅から300m以内にあることから第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は水管、下水道管又はガス管が埋没してある道路の沿道にあり、概ね500m以内に2つ以上の医療施設があり、第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

2,000㎡未満の申請も併せて審議のほど、よろしく願います。

佐賀市農業委員会

佐賀市の諮問調書の説明に移ります。

農地法第4条関係は3件、そのうち2,000㎡以上は今回ありません。第5条関係は11件、そのうち2,000㎡以上は1件。合計で14件の諮問をお願いしています。

2,000㎡以上の案件を説明します。

農地法第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

2,000㎡未満の申請も併せて審議のほど、よろしく願います。

議	長	第4条関係32件、第5条関係64件の諮問のうち2,000㎡以上の案件について説明がありました。 ここで、2,000㎡以上の17案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議	長	はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇	会議員	10aあたりに植える木の本数などの基準はあるのですか。
県農山漁村課		スギやヒノキで目安として10aあたり200～300本くらいです。
〇〇	会議員 (〇〇農委会長)	この申請は始末書案件であり、既に植林したものが成長して間引いている為、約4,000㎡で1,600本となっています。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(異議なし)
議	長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(意見・質問等なし)
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(異議なし)
議	長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同	(意見・質問等なし)
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(異議なし)
議 長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問等なし)
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(異議なし)
議 長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問等なし)
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(異議なし)
議 長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問等なし)

議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(異議なし)
議 長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問等なし)
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(異議なし)
議 長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問等なし)
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(異議なし)
議 長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 会 議 員	先ほどの案件も併せて参考にお聞きします。 〇〇農業委員会経由の植林への転用については、元々は茶園だ

		ったのですか。
〇〇会議員 (〇〇農委会長)		元はミカン園でした。
議 長		他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(異議なし)
議 長		それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長		つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(意見・質問等なし)
議 長		他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(異議なし)
議 長		それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長		つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇会議員		農業者の雇用が雇用者全体の3割を占めることというのは第1種農地を転用する際の許可基準でしょうか。
県農山漁村課		そうです。申請書には地域との雇用協定が添付されています。
議 長		他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(異議なし)
議 長		それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇

		申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇	会議員	一時転用ということですが、地目が変わって固定資産税等も変わるのでしょうか。
県農山漁村課		課税上では変わりはありません。
〇〇	会議員	固定資産税は市町が決定することであって、農業委員会や県が関与出来るものではないです。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への一時転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(意見・質問等なし)
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同	(意見・質問等なし)
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(異議なし)
議 長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員	この申請は権利の種別が「使用貸借権」となっていますが、この貸付人と借受人は親戚ですか。
県農山漁村課	ご兄弟です。
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(異議なし)
議 長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問等なし)
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(異議なし)
議 長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問

のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問等なし)

議 長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。

議 長 最後に、2,000㎡未満の案件については、一括してご意見等をお伺いいたします。
ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇木会議員 〇〇農業委員会経由の案件で、申請人が「〇〇自治会」となっていますが、自治会が田畑を所有出来るのでしょうか。

佐賀市農業委員会 これは自治会代表者の個人名義であって、自治会名義の土地ではありません。

議 長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (異議なし)

議 長 2,000㎡未満の案件につきましては、別段ご意見等もないようでございますので、先ほどご決定いただきました2,000㎡以上の案件と合わせ、本日諮問された農地法第4条関係29件及び第5条関係53件、合わせて82件については知事に、農地法第4条関係3件及び第5条関係11件、合わせて14件については佐賀市農業委員会会長に、許可を相当として答申いたします。
以上をもって、議事を終了いたします。

< 議 事 終 了 >

事務局長	ありがとうございます。 それでは、報告事項について、事務局よりご報告します。
事務局	(それぞれ説明)
事務局長	ご意見等ないようでしたら、以上をもちまして、常任会議員会議を終了いたします。

14時40分